

「学校法人会計基準」における 資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書

千 葉 洋

第一節 問題の所在

1970年5月、私立学校法の一部が改正され、「……学校法人は、文部大臣の定める基準にしたがい、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない」(第59条第8項)と規定されたのを受けて、文部省は1971年4月1日、文部省令第18号「学校法人会計基準」(文部省[1971])を制定した。その後「学校法人会計基準」は1976年、1987年、1994年、2000年、2005年、2010年そして2011年に改正を行い現在に至っている。

「学校法人会計基準」以前の学校法人会計実践においては、収支の均衡を目標とする予算の編成とその実績に主眼を置いて、貸借対照表、収支計算書および財産目録を作成していたものの、複式簿記システムに則っていないばかりか一般に公正妥当と認められる慣習がなく、したがって各法人まちまちの手続きを採用していた。

「学校法人会計基準」はそれまでの学校法人会計実践における慣習を念頭において、統一した会計基準を設定したもので、これまで充分その役割を果たしてきたといえる。ただ少子化の問題を初めとして、その後の学校法人に対する社会的要請の変化にともなって、財務資料に期待する事項が制定当時考えられたものから、現在ではかなり拡大、変遷しており、自ずと「学校法人会計基準」の役割にも限界がみられつつあるといわざるを得ない。

ところで「学校法人会計基準」第4条は、学校法人が作成しなければならない計算書類としてつぎのものを掲げている¹⁾。

- 一 資金収支計算書及びこれに附属するつぎに掲げる内訳表
 - イ 資金収支内訳表
 - ロ 人件費支出内訳表
- 二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表
- 三 貸借対照表及びこれに附属するつぎに掲げる明細表
 - イ 固定資産明細表
 - ロ 借入金明細表
- 八 基本金明細表

本稿では主要な計算書類である、資金収支計算書、消費収支計算書および貸借対照表などのうち、とくに資金収支計算書の意義および構造の検討を踏まえつつキャッシュ・フロー計算書との係わりおよび計算書類体系について検討することとする。

第二節 資金収支計算書の意義および構造

「学校法人会計基準」第6条では資金収支計算の目的としてつぎの二つを掲げている。

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容を明らかにすること。

当該会計年度における支払資金の収入および支出のてん末を明らかにすること。

は前期以前、当期、次期以降のいずれに係わる取引であっても、当該会計年度にみたすべての資金流入および流出を取り込んで、そのてん末を明らかにすることを求めているものである。ここで前年度繰越支払資金および当該会計年度の資金収入と資金支出との残高は次年度繰越支払資金となることから、

「学校法人会計基準」における資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書

$$\begin{aligned} & \text{前年度繰越支払資金} + \text{当期資金収入} - \text{当期資金支出} \\ & = \text{次年度繰越支払資金} \qquad \qquad \qquad \dots (イ) \end{aligned}$$

という関係が成立し、これはさらにつぎのように展開できる。

$$\begin{aligned} & \text{当期資金支出} + \text{次年度繰越支払資金} \\ & = \text{前年度繰越支払資金} + \text{当期資金収入} \qquad \dots (ロ) \end{aligned}$$

つまり (ロ) の意を敷衍しつつ当期の資金収入、資金支出のてん末を明らかにすることを求めている。

ところで「学校法人会計基準」が資金収支計算に求めているいま一つの目的である を達成するためには、当期のみならず、前期以前および次期以降の資金収支をも対象とせねばならない。

さてここで の目的にかなう資金収支計算に盛り込まれるべき構成内容は、前期末未収入金収入・前期末未払金支払支出、当期の活動・当期の収入、当期の活動・当期の支出、前受金収入・前払金支払支出などである。一方当該会計年度の諸活動のみに対応するすべての収入・支出の内容を明らかにするという の目的達成のためには、前期末前受金・前期末前払金、当期の活動・当期の収入、当期の活動・当期の支出、期末未収入金・期末未払金などを資金収支計算の構成内容としなければならない。すなわちの目的にかなう資金収支計算書を基点にすれば、つぎのように[A]: 前期末未収入金収入・前期末未払金支払支出と前受金収入・前払金支払支出とを分離する手続きと[B]: 前期末前受金・前期末前払金と期末未収入金・期末未払金とを組み入れる手続きとの二つの手続きを経ることによっての目的にかなう資金収支計算書を作成することができる。

[A]: 前期以前および次期以降の活動に係わる当期の収支を分離する手続き。

【前期末未収入金収入・前期末未払金支払支出を分離する手続き】

前期以前の活動に係わる当期の収入は「前期末未収入金収入」として、また当期の支出は、「前期末未払金支払支出」として他の当期の収入とは分離する。

【前受金収入・前払金支払支出を分離する手続き】

次期以降の活動に係わる当期の収入は「前受金収入」として、また当期の支出は「前払金支払支出」として、他の当期の支出とは分離する。

B: 当期の活動に係わる前期以前および次期以降の収支を組み入れる手続き。

【前期末前受金・前期末前払金を組み入れる手続き】

当期の活動に係わる前期以前の収入は、「前期末前受金」として資金収支計算の収入の部に、また前期以前の支出は「前期末前払金」として、資金収支計算の支出の部にそれぞれ組み入れる。

【期末未収入金・期末未払金を組み入れる手続き】

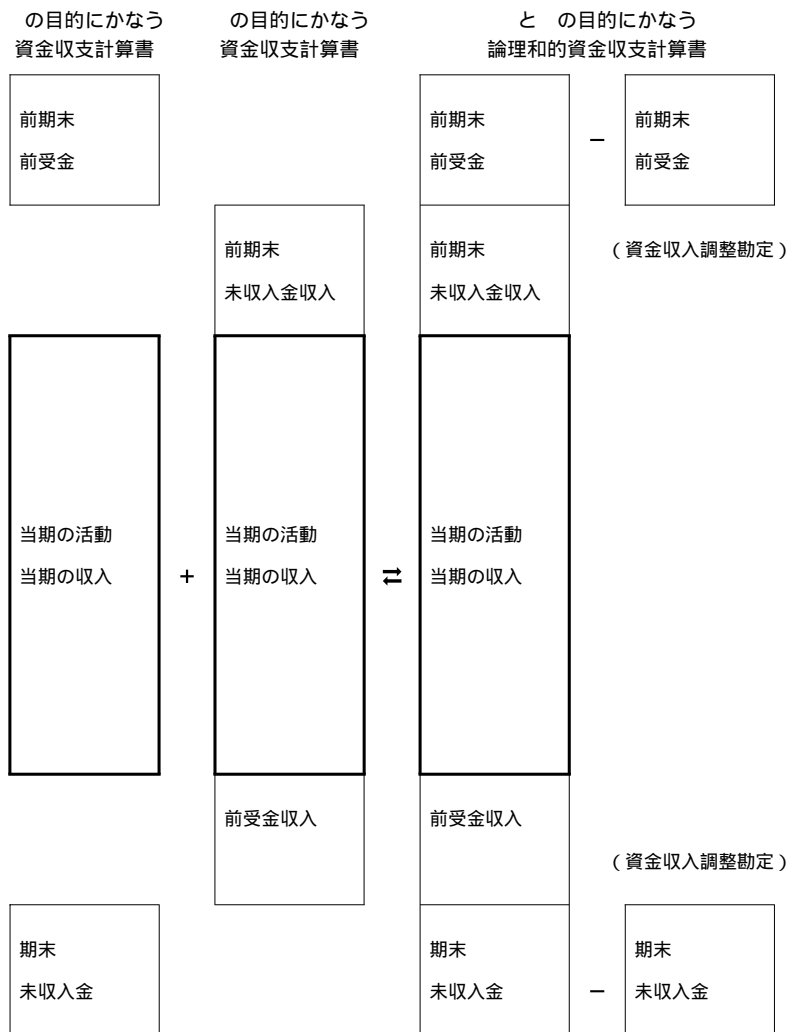
当期の活動に係わる次期以降の収入は、「期末未収入金」として資金収支計算の収入の部に、また次期以降の支出は「期末未払金」として資金収支計算の支出の部にそれぞれ組み入れる。

以上の目的にかなう資金収支計算書は、の目的にかなう資金収支計算書にあって、A、Bの手続きすなわち前期末未収入金収入・前期末未払金支払支出と前受金収入・前払金支払支出とを他の当期の収入、支出とは分離するとともに新たに前期末前受金・前期末前払金と期末未収入金・期末未払金とを組み入れることによって作成される。しかしここで前期末前受金・前期末前払金と期末未収入金・期末未払金を資金収支計算に組み入れたために、前述(イ),(ロ)の関係が損なわれる。つまり当期の収支差額が期末資金残高と一致しないこととなる。そこで前期末前受金と期末未収入金については収入の部に、また前期末前払金と期末未払金については支出の部に改めてそれぞれ「資金収入調整勘定」および「資金支出調整勘定」という科目を設定し、同額をそれぞれ控除する手続きをとることにより、再び(イ),(ロ)の関係が成立するようにする²⁾。

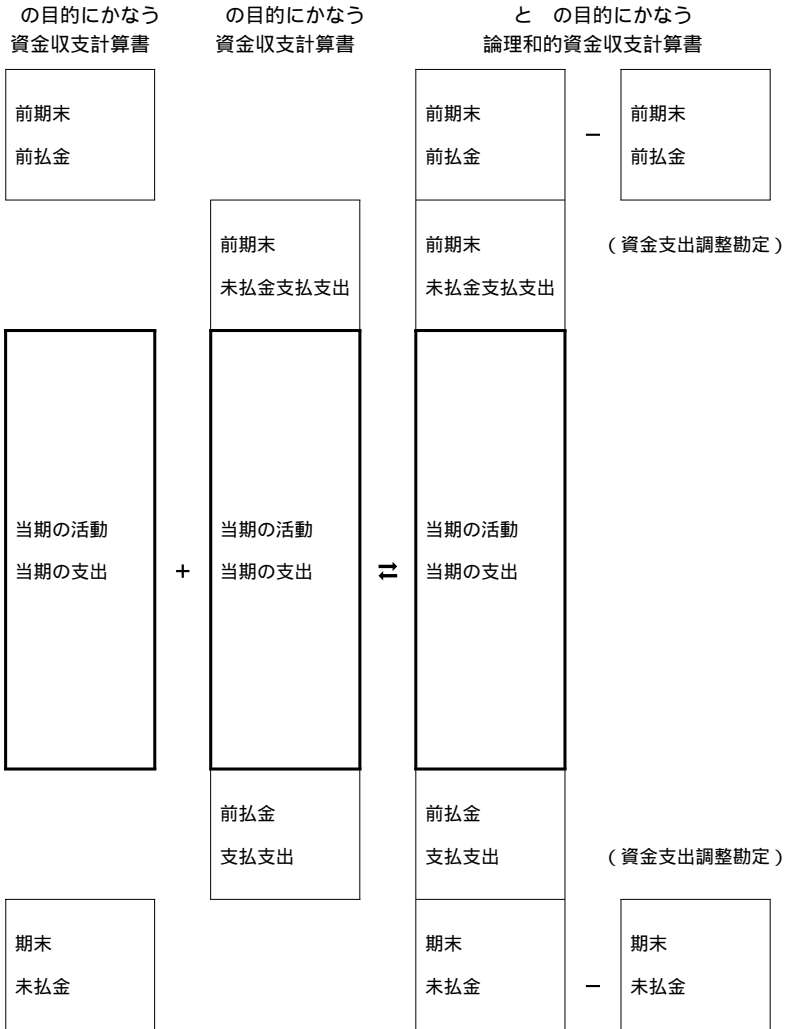
以上の手続きによって、単一の資金収支計算書でねらいを異にする、の目的を同時に達成し得ることになる。これまでみてきた一連の相互関

係をまとめればつぎの図表 1 および図表 2 のようになる。

図表 1 資金収支計算書の構造〔収入の部〕



図表2 資金収支計算書の構造〔支出の部〕



「学校法人会計基準」における資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書

ここで資金収支計算書の意義を評価する際、実質的にはそのうちに、
の内容を盛り込んであるものの、形式的には、
を直接的に表示しているわけではない。つまり必要に応じて、
の目的に照らし再編成しなければならない。ということに留意する必要がある。「学校法人会計基準」以前の学校法人会計実践においては、収支の均衡を目標とする予算の編成とその実績の記録に主眼を置いて、貸借対照表、収支計算書および財産目録を作成するという慣習があった。そこでは複式簿記の手続きはほとんど採用されていないばかりか、勘定体系も不明確なままであったとされている。「学校法人会計基準」はそれまでの学校法人会計実践における主なねらいであった予算の編成と実績の記録ということにもっとも馴染みやすいという理由から、そのコア的存在のものとして作成されていた収支計算書の存在を重視し、新たに要請された当該会計年度の学校法人の諸活動のてん末を明示するという目的を、収支計算書ほんらいの目的に便宜上くわえて達成するといういわば混成策を採用したと考えられる。このことこそが「学校法人会計基準」が資金収支計算書に、
という異質の目的を求める、という必ずしも判然としない資金収支計算書を規定することになった所以である。畢竟、この点にこそ「学校法人会計基準」の成立過程における資金収支計算書の意義を見いだすことができよう。しかしながら当該会計年度における学校法人の諸活動のてん末を明示するという目的は、ほんらい複式簿記手続きを前提とする消費収支計算書に求めるべき筋合いのものである。すなわち複式簿記手続きの外にある資金収支計算書に
の目的を求めること自体、もともと無理があったといえよう³⁾。

こうした問題提起を契機として、日本公認会計士協会 [2009] は資金収支計算書に代わる、あるいは補うものとして、学校法人を前提としたキャッシュ・フロー計算書の導入を提案している。次節ではこの点について論じることとする。

第三節 学校法人委員会研究報告「第13号」の見解

このところ学校法人においてもアカウントピリティの重要性が強く認識されることとなり、経営の実態をより明瞭に示す手段の一つとしてのキャッシュ・フロー計算書の重要性が指摘されている。すなわち資金収支計算書では収入、支出の調整計算を行っているために資金の増減にかかる情報を直接把握することが不可能であるのに対し、キャッシュ・フロー計算書ではキャッシュ・フローの状況を活動区分別に表示することから支払い能力を知るための有用な情報を直接得ることができる。くわえて国立大学法人会計基準、公益法人会計基準等の会計基準ではすでにキャッシュ・フロー計算書が導入されており、比較可能性という観点からもその導入が求められている。

こうした背景のもと日本公認会計士協会から学校法人委員会研究報告第13号「キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言」(公認会計士協会 [2009]) [以下「第13号」と略す。]が公表された。

ところで「第13号」は、キャッシュ・フロー計算書を導入する前提として、資金収支計算書を計算書類の体系から外したつぎのような計算書類体系を採用している。これは資金収支計算書と消費収支計算書との間にみられる重複感、さらには資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書との間にみられる類似性を排除するために採用した考え方である。

- 一 キャッシュ・フロー計算書
- 二 消費収支計算書
 - イ 消費収支内訳表
 - ロ 人件費内訳表
- 三 貸借対照表
 - イ 固定資産明細表
 - ロ 借入金明細表

「学校法人会計基準」における資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書

八 基本金明細表

なおここで示されている各内訳表および明細表は、現行の体系に比べ、資金収支計算書を除外したことから不足する情報を補完するものとして求められるものである。

またキャッシュ・フロー計算書でいう資金の範囲は「学校法人会計基準」で求めている支払資金と同一であり、他の会計基準で求めている資金の範囲とは乖離が生じることとなる。

このほか資金収支計算書が提供してきた学校法人にとって欠かせない予算と決算の対比比較情報はキャッシュ・フロー計算書では明らかとはならないため、別途事業報告書で開示する必要が生じる。また「第13号」は負担軽減の観点から、一定規模未満の学校法人についてはキャッシュ・フロー計算書の作成を省略することができる、としている⁴⁾。

また「第13号」は学校法人にとっては主要な活動に係る収入及び支出を直接表示する方法が適切との観点から、主要な取引ごとに総額を表示する直接法を採用したうえでつぎのような表示区分を採用している。

事業活動によるキャッシュ・フロー

教育研究および付随事業による収入および支出の様を記載する。

施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー

施設等の整備や資金の運用に際して、その支出および回収の様を記載する。

財務活動によるキャッシュ・フロー

事業活動および施設等整備・投資活動を維持するための資金の調達、返済の様を記載する。

つぎの図表3は「第13号」が提案しているキャッシュ・フロー計算書のひな型である。

第四節 学校法人会計基準の諸課題に関する検討会の見解

18歳人口が減少するなど学校法人をとりまく経営環境が厳しくなっていることにくわえて国立大学法人会計基準や公益法人会計基準等が改正されていることなどを鑑み、文部科学省は平成24年3月、学校法人会計基準のあり方について直面する問題点や課題等を整理することを目途とした検討会を発足し、私立学校の特性を踏まえつつさまざまな課題についての検討を行っている。(文部科学省[2012a])⁵⁾

ここで同検討会ではさまざまな検討課題のうちの一つとして国立大学法人会計基準や公益法人会計基準等との比較可能性の観点から、資金収支計算書に代えてキャッシュ・フロー計算書を採用することについての検討が行われている。

ただ同検討会は予算編成に際しては資金収支計算書は依然として有効な計算書であるという立場を保持し、一定規模以上の学校法人についてのみ資金収支計算書に代えてキャッシュ・フロー計算書の作成を義務づけるという立場を採用している。ただその場合資金収支計算書を財務書類に載せるのか、事業報告書の中で資金収支計算書に代わるものを作成すべきなのかということについてはさらに検討が必要であるとしている⁶⁾。

なおキャッシュ・フロー計算書の内容・方法については、事業活動の中で「教育研究活動のキャッシュフロー」と「施設等整備活動のキャッシュフロー」を一体として捉える立場での二つの案、また「事業活動によるキャッシュフロー」と「施設等整備・投資活動のキャッシュフロー」を並列に捉える立場での二つの案をそれぞれ提示している。ここでは文部科学省[2012a]が提案しているこれら四つの案のひな型のうち前者および後者のそれぞれの案のうちの一つづつのひな型を図表4で示すこととする。

図表4 キャッシュ・フロー計算書

科 目	金額	科 目	金額
事業活動のキャッシュフロー		I 事業活動のキャッシュフロー	
A 教育研究活動のキャッシュフロー		教育研究・附属事業収入	
学生生徒等納付金収入		学生生徒等納付金収入	
手数料収入		手数料収入	
一般寄付金収入		寄付金収入	
私学事業団補助金収入		補助金収入	
地方公共団体補助金収入		その他の教研・附属事業収入	
私学事業団学術研究振興資金収入		教育研究・附属事業支出	
資産運用収入(受取利息配当金)		人件費支出	
事業収入		教育研究経費支出	
雑収入		管理経費支出	
前受金収入		収益事業収入	
前期末前受金		収益事業支出	
小計		小計	
人件費支出		利息及び配当金の受取額	
教育研究経費支出		利息支払額	
管理経費支出		法人税等支払額	
借入金等利息支出		...	
小計		事業活動のキャッシュフロー	
教育研究活動のキャッシュフロー		II 施設等整備・投資活動のキャッシュフロー	
B 施設等整備活動のキャッシュフロー		施設整備補助金受入収入	
特別寄付金収入		特別寄付金受入収入	
その他国庫補助金収入		有形固定資産取得支出	
不動産売却収入		有形固定資産売却収入	
前期末未収入金収入		施設設備引当特定資産支出	
期末未収入金		施設設備引当特定資産収入	
小計		投資有価証券取得支出	
施設関係支出		投資有価証券売却収入	
設備関係支出		有価証券取得支出	
手形債務支払支出		有価証券売却収入	
前期末未払金支払支出		貸付支出	
期末未払金		貸付金回収収入	
前払金支払支出			
前期末前払金		施設等整備・投資活動のキャッシュフロー	
小計			
施設等整備活動のキャッシュフロー		III 財務活動のキャッシュフロー	
事業活動のキャッシュフロー		短期借入収入	
C 財務活動のキャッシュフロー		短期借入金返済支出	
有価証券売却収入		長期借入収入	
その他資産売却収入		長期借入金返済支出	
借入金等収入		学校債発行収入	
引当特定預金(資産)からの繰入収入		学校債償還支出	
その他収入		その他収入	
その他収入調整勘定		その他支出	
小計		財務活動のキャッシュフロー	
借入金等返済支出			
資産運用支出		IV 現金及び現金同等物に係る換算差	
その他支払支出			
その他支出調整勘定		V 現金及び現金同等物の増減額	
小計			
財務活動のキャッシュフロー		VI 現金及び現金同等物の期首残高	
繰越支払資金の増減額			
前年度繰越支払資金		VII 現金及び現金同等物の期末残高	
次年度繰越支払資金			

第五節 問題提起

「学校法人会計基準」は、我が国の非営利法人会計基準にあって、もっとも早くから企業会計思考を採用したものであり、1971年以來約40年にわたって我が国私立学校法人の経営に文字通り大きく貢献してきたことは確かである。しかしながら少子化の問題をはじめとして国立大学法人会計基準や公益法人会計基準等が改正されたことにともない、「学校法人会計基準」はさまざまな試練を受けている。(国立大学法人会計基準等検討会議[2003])⁷⁾

ここで資金収支計算書については資金収支の調整勘定の存在が故に資金繰り表としては不完全となっていること、くわえて全体が一区分となっており、活動区別の様式になっていないという問題等が指摘されている。そのため当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容を明らかにすること、という目的を資金収支計算書の作成目的から外すすなわち前期末前受金・期末未収入金・前期末前払金および期末未払金等を計上しない ことによって、資金収支計算書には当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにすることのみを求める、すなわち資金収支計算書に代えて学校法人を前提としたキャッシュ・フロー計算書を採用するという試みが提案されている。なおキャッシュ・フロー計算書の採用方については、第三節、第四節でみたもののほか、社団法人日本私立大学連盟(日本私立大学連盟[2002a, 2002b, 2003, 2007])⁸⁾および日本私立学校振興・共済事業団(日本私立学校振興・共済事業団[2007])⁹⁾からもさまざまなレベルでの提案がなされている。

このところの少子高齢化や規制緩和の進展さらには国立大学の国立大学法人化にともない、学校法人間での競争が激化し、究極的には学校の統廃合をも含めたさまざまなかたちの生き残り策がとられることが予想される。したがって私立学校法人間はいうまでもなく、国立大学法人会計基準や公

益法人会計基準等との比較可能性をも視野に入れた会計基準の構築が喫緊に要請されよう。そのためには学費負担者、寄附者、国・企業等の研究委託者、学校債引受者等の債権者それに卒業生・在学生を含む国民等といったさまざまな利害関係者に向けての、より質の高いディスクロージャー、したがって資金収支計算書やキャッシュ・フロー計算書をも念頭においた望ましい財務諸表体系の再構築が必要となつてこよう¹⁰⁾。

注

- 1) これまでに各会計基準制定主体が提起している計算書類等はつぎのとおりである。

日本私立大学連盟 [1964, 1967] 【学校法人会計基準，学校法人会計準則】

- (1) 予算収支計算書
- (2) 消費収支計算書 附・基本金計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 附属明細表
 - イ 固定資産明細表
 - ロ 借入金明細表
 - ハ 資金繰表

日本私立大学協会 [1967] 【私立大学経理運営要項】

- イ 収支計算書（予算・決算対比表）
- ロ 貸借対照表
- ハ 財産目録
- ニ その他附属書類

日本私学教育研究所 [1968] 【学校法人会計基準】

- (1) 収支計算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録
- (4) 財務成果計算書

文 部 省 [1970] 【報告 学校法人会計基準】

〔学校法人財務基準調査研究会〕

- (1) 資金収支計算書
- (2) 消費収支計算書

「学校法人会計基準」における資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書

(3) 貸借対照表

(4) 附属明細表

ア 基本金明細表

イ 固定資産明細表

ウ 借入金明細表

- 2) 資金収入調整勘定（前期末前受金と期末未収入金）および資金支出調整勘定（前期末前払金と期末未払金）を構成要素とする取引を資金修正取引という。

図表1, 2 と の目的にかなう論理的資金収支計算書 参照。

- 3) 日本公認会計士協会学校会計委員会（日本公認会計士協会 [1976]）はこの点を指摘し、資金収支計算書の目的を の当該会計年度における資金の収入および支出のてん末を明らかにすることのみとし、 の当該会計年度の活動に対応するすべての収入および支出の内容を明らかにするという目的は、消費収支計算書に求めるべきであるとする したがって資金収入調整勘定および資金支出調整勘定は不要となる 旨の見解を明らかにしている。
- 4) キャッシュ・フロー計算書を省略した場合、消費収支計算書と貸借対照表のみでよいのか、もしくは資金収支計算書の作成をどういう位置づけで求めるのか、については言及していない。
- 5) この検討会に関する庶務は文部科学省高等教育局私学部参事官において行う旨が明記されている。

その後文部科学省は、「私立学校の特性を踏まえ私立学校の振興に資するよう、一般に分かりやすく、かつ経営者の適切な経営判断に資する計算書類とすることを目的に、学校法人会計基準の在り方について有識者による検討を行う。」ことを目途として、平成24年8月7日、学校法人会計基準の在り方に関する検討会を発足させ、同月28日に初会合を行っている。（文部科学省 [2012b]）同省は、12月まで検討を重ねたあと、平成25年1月から3月の間に省令改正手続きをし、その後少なくとも1年程度の準備期間を経て施行する旨を明らかにしている。なお文部科学省 [2012b] で提示されている資料は、文部科学省 [2012a] にて提示されたものと同一である。

- 6) この場合も注4)と同様の問題が生じてくる。なお検討会はキャッシュ・フロー計算書の意義に係わり「学校法人会計では予算制度を重視しており、資金収支計算書に代えてキャッシュ・フロー計算書を導入すると、諸活動に対する予算策定がしにくくなり、不都合である。」との見解を提示している。
- 7) 国立大学法人会計基準が採用している財務諸表はつぎの ~ である。

貸借対照表 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書

利益の処分又は損失の処理に関する書類

国立大学法人等業務実施コスト計算書 付属明細書

- 8) 日本私立大学連盟のキャッシュ・フロー計算書をめぐっての見解はつぎのような経緯を経てきている。

日本私立大学連盟, 学校会計委員会 [2002a, 2002b]

資金収支計算書とは別個に開示用としてキャッシュ・フロー計算書を作成することを提案している。

(1) 計算書類

資金収支計算書

消費収支計算書

貸借対照表

(2) 開示用計算書類

開示用の消費収支計算書

キャッシュ・フロー計算書

引当資産明細表

第2号基本金組入れ計画表

(3) 予算書

資金収支予算書

消費収支予算書

日本私立大学連盟, 学校会計委員会 [2003]

当該会計年度における支払資金の収入および支出のてん末を示す部分をキャッシュ・フロー計算書に, 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容を示す部分を収支計算書とすることを提案している。

財務諸表

1. 正味財産増減計算書

2. キャッシュ・フロー計算書

3. 貸借対照表

付表

1. 収支予算書

2. 収支決算書

日本私立大学連盟, 経営委員会財務会計分科会 [2007]

キャッシュ・フロー計算書の様式は, 前記日本私立大学連盟 [2002a, 2002b] および日本私立大学連盟 [2003] とほぼ同様であるが, 区分は「教育研究活動によるキャッシュ・フロー」, 「投資活動によるキャッシ

「学校法人会計基準」における資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書

「キャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」の3区分としている。

外部報告目的の財務諸表
正味財産増減計算書
貸借対照表
キャッシュ・フロー計算書
内部管理目的の資料
収支予算書
収支決算書

9) 日本私立学校振興・共済事業団, 学校法人活性化・再生研究会 [2007] は資金収支計算書の要素を, A: 本業の教育研究活動の経常的な部分でどのくらいキャッシュ・フローを産んでいるかを表す要素, また B: 施設・設備関係の収支状況を表す要素さらには C: 財務活動の状況を表す要素といった3つの活動区分に分類して, キャッシュ・フロー計算書に組み替えるという試みを行っている。

10) 参照 注5)

参 考 文 献

日本私立大学連盟 [1964] 「学校法人会計基準」9月。

日本私立大学連盟 [1967] 「学校法人会計準則」。

日本私立大学連盟, 学校会計委員会 [2002a]

「新たな学校法人会計基準の確立に向けて []」

学校法人会計基準への提言(最終報告)3月19日。

日本私立大学連盟, 学校会計委員会 [2002b]

「新たな学校法人会計基準の確立に向けて []」

学校法人財務情報開示への提言(最終報告)3月19日。

日本私立大学連盟, 学校会計委員会 [2003]

「学校法人会計基準見直しへの提案」

2003年報告書(中間報告)5月20日。

日本私立大学連盟, 経営委員会財務会計分科会 [2007]

「新たな学校法人会計基準の確立を目指して」

外部報告の充実のために 6月5日。

日本私立大学協会 [1967] 「私立大学経理運営要項」8月。

日本私学教育研究所 [1968] 「学校法人会計基準」12月。

文部省, 学校法人財務基準調査研究会 [1970]

「学校法人の財務基準の調査研究について」

報告 学校法人会計基準 5月2日。

文部省, 文部省令第18号 [1971]

「学校法人会計基準」4月1日

最終改正 文部科学省令第37号 [2011] 10月19日。

文部科学省, 学校法人会計基準の諸課題に関する検討会 [2012a]

「学校法人会計基準の諸課題に関する検討について」(課題の整理) 3月30日。

文部科学省, 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 [2012b] 8月7日。

国立大学法人会計基準等検討会議 [2003]

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書
3月5日 改訂 [2007] 12月12日。

日本私立学校振興・共済事業団, 学校法人活性化・再生研究会 [2007]

「私立学校の経営革新と経営困難への対応」最終報告 8月1日。

日本公認会計士協会, 学校会計委員会 [1976]

「学校法人会計基準の問題点について」10月12日。

日本公認会計士協会, 学校法人委員会研究報告第13号 [2009]

「キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言」4月14日。

市田浩三 [2004] 「学校法人のキャッシュ・フロー計算書」

『京都マネジメント・レビュー』第6号, 2004年12月。

加藤伸二 [2009] 「学校法人委員会研究報告第13号『キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言』について」『学校法人』第32巻5号, 2009年8月。

峯岸正教 [2009] 「学校法人会計へのキャッシュ・フロー計算書導入に関する一考察 資金収支計算書との関係を中心に」

『埼玉学園大学紀要』第9号, 2009年12月。

梶間栄一 [2011] 「『キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言』について」

『学校法人』第34巻5号, 2011年8月。